

国民健康保険税 税率改正

これからも安心して国民健康保険（以下「国保」）を利用できるように、皆様のご理解とご協力をお願いいたします。



お問い合わせ 税務課 町民税係 TEL 391-1117 FAX 391-1191 詳細はこちら

今回改正する税率の内容

今後、財源不足により国保制度の運営に支障が出るのが想定されること、三重県国民健康保険運営方針において、県内の保険料（税）水準の統一を目指すことが示されたこと、子ども・子育て支援の拡充のため「子ども・子育て支援納付金分」を導入する必要があることなどから、令和8年度の国民健康保険税率を右記のとおり改正します。

新保険税率の特徴

各市町において、令和11年度までに標準保険料率に近づきよう取り組み、上限・下限ともに、標準保険料率との差を一定の範囲内（上限、下限とも5%）に収めるよう目指します。また、「子ども・子育て支援金制度」が始まり、国民健康保険でも支援納付金を納める必要があることから、「子ども・子育て支援納付金分」が導入されます。

税率改正による引き上げ見込額

課税増加額合計	11,950,000円
上昇率	1.75%
一人あたり平均引上税額（年額）	2,021円

税率比較表

	改正前 令和7年度	改正後 令和8年度	増減	標準保険料率 令和8年度	
医療 給付費分	所得割	6.20%	—	6.86%	
	資産割	8.10%	-2.10%	—	
	均等割	31,500円	31,600円	100円	29,851円
	平等割	22,200円	22,000円	-200円	19,547円
後期高齢者 支援金分	所得割	2.30%	0.10%	2.86%	
	資産割	2.80%	-0.70%	—	
	均等割	11,900円	12,000円	100円	12,376円
	平等割	8,300円	8,100円	-200円	8,104円
介護納付金分 (40～64歳 の方のみ)	所得割	2.00%	0.20%	2.45%	
	資産割	2.90%	-0.80%	—	
	均等割	13,400円	13,200円	-200円	12,994円
	平等割	6,400円	6,300円	-100円	6,362円
子ども・子育て 支援納付金分	所得割	—	0.20%	0.25%	
	均等割	—	1,000円	1,000円	1,184円
	平等割	—	700円	700円	723円

国民健康保険税は「医療給付費分」、「後期高齢者支援金分」、「介護納付金分」、「子ども・子育て支援納付金分」から構成されており、それぞれ「所得割」、「資産割」、「均等割」、「平等割」の合計で算出します。

※「子ども・子育て支援納付金分」の資産割はありません。

モデルケース

改正による税額の増減は、年齢や世帯の所得、資産の状況等によって異なります。下記のモデルケースを参考にしてください。

	モデル世帯1	モデル世帯2	モデル世帯3	モデル世帯4
世帯構成	単身 70歳 年金収入 150万円 (世帯総所得 40万円) 固定資産税 0円 ※7割軽減世帯	夫 71歳 年金収入 264万円 妻 70歳 年金収入 72万円 (世帯総所得 154万円) 固定資産税 8万円 ※2割軽減世帯	夫 41歳 営業所得 140万円 妻 36歳 給与収入 130万円 子 10歳 (世帯総所得 215万円) 固定資産税 8万円	夫 48歳 営業所得 491万円 妻 42歳 給与収入 200万円 子 14歳 子 12歳 (世帯総所得 623万円) 固定資産税 8万円
令和7年度 税額(税率改正前)	22,100円	196,800円	320,500円	812,100円
令和8年度 税額(税率改正後)	22,500円	200,200円	327,000円	840,600円
前年度との 差額	400円	3,400円	6,500円	28,500円

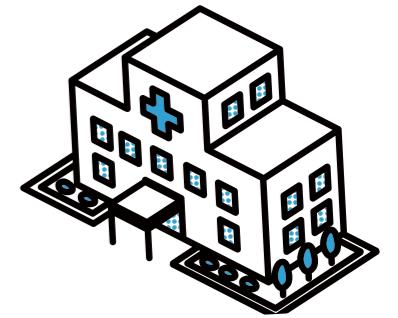
子ども医療費の助成対象年齢を 18歳に拡大します

菟野町では、子どもたちが速やかに医療を受けられる体制を構築し、子育て世代がより住みやすい町となることを目指して、子ども医療費の助成対象年齢を15歳の年度末から18歳の年度末に引き上げます。

お問い合わせ 住民課 保険年金係
TEL 391-1121 FAX 394-3423

助成対象

子どもが医療機関等を受診（入院および外来）したときの自己負担額
※他の医療給付制度の対象となる医療費、健康保険からの支給対象となる高額療養費および付加給付分、保険適用外の医療費は助成対象外です。
※入院時の食事代は、助成の対象外です。



受給資格者

令和8年8月31日診療分まで	令和8年9月1日診療分から
中学3年生（15歳）の年度末まで	18歳に達する日以降の最初の3月31日まで (4月1日生まれは前月末日)

申請方法

拡大の対象となる世帯へは、5月中に「福祉医療費受給資格認定申請書」を送付します。必要事項を記入の上、同封の返信用封筒で返送いただくか、住民課（役場本庁1階）または各地区コミュニティセンターへご提出ください。8月頃に福祉医療費受給資格証を送付します。



INFORMATION

「子ども・子育て支援金制度」が始まりました

「子ども・子育て支援金制度」は、全世代や企業の皆様から支援金を拠出いただき、社会全体で子どもや子育て世帯を応援する仕組みです。皆様から寄せられた支援金は、少子化対策をさらに促進するため、児童手当の拡充をはじめ、妊婦のための支援給付や育児時短就業給付など、子育てを支えるさまざまな施策に充てられます。



詳細はこちら
(こども家庭庁 HP)

支援金が充てられる制度

- 児童手当の拡充
- こども誰でも通園制度
- 妊婦のための支援給付
- 雇用保険の出生後休業支援給付と育児時短就業給付
- 育児期間中の国民年金保険料免除

徴収方法

加入する医療保険（国民健康保険、後期高齢者医療制度、被用者保険）の保険料（保険税）と併せて令和8年4月分からご負担いただきますが、実際に徴収が始まる時期は加入する医療保険によって異なります。菟野町の国民健康保険税の税率は、次のページでご確認ください。